

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた「第5号議案 四万十市立四万十農園めぐりっこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：朝比奈農林水産課長】

令和3年12月22日改正、令和4年4月1日施行の四万十市立公共用財産管理条例の一部改正に伴い、四万十市立四万十農園めぐりっこの設置及び管理に関する条例の「管理」部分について改正漏れがあったため、今回改正するもの。具体的には、当該条例の別表(3)ふれあい広場の規定中の14規定を、四万十市公共用財産管理条例から四万十市法定外公共物管理条例に改めるもの。

なお、現在、ふれあい広場を四国森林管理局に貸出しているが、当該広場の使用料に増減はない。

※質疑なし。

— 小休 —
— 正会 —

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第6号議案 四万十市都市公園条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：桑原まちづくり課長】

都市公園の公園内に、公園施設以外の物を設置するにあたっては「占用」許可が必要になってくる。仮設の建物なども公園内で占用することは可能であるが、実際占用するにあたっては、都市公園法第7条第1項第7号及び同施行令第12条第2項第15号に基づき、その仮設物件の占用に係る規定を地方公共団体の都市公園条例、本市でいうと四万十市都市公園条例に位置付ける必要がある。こういった中で、東山小学校の改修工事に伴う仮設校舎については、現小学校内の敷地に建築する面積が確保できないため、近隣に位置する安並運動公園の広場に仮設校舎を建築する予定としており、本市の都市公園条例に第9条の2を追加して、小学校を仮設の施設と規定し、位置付けるものである。また、この広場に相撲場があるが、仮設校舎建築に伴い一旦撤去するため、相撲場に関する規定を削除する。他市でも、このような条例に位置付け仮設校舎を建設した事例として、広島県尾道市の小学校、東京都中央区の小学校校舎などがある。

※議案の内容に関する質疑なし。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

— 小休 —
— 正会 —

■次に管外視察及び管内視察について協議を行った。

— 小休 —
— 正会 —

管外視察については、新潟県で農業や川まちづくり等の視察を中心に行い、管内視察については、仏手柑やトンネル等を視察することとし、正副委員長で調整することと決した。

— 小休 —

○事務局から2点連絡。

— 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。